



平成 28 年 8 月 9 日

各 位

会社名 サンヨーホームズ株式会社
代表者名 代表取締役会長 田中 康典
(コード番号：1420 東証市場第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員 松本 文雄
管 理 本 部 長
(TEL. 06-6578-3403)

業績連動型株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 19 日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入については、平成 28 年 6 月 28 日開催の第 20 回定時株主総会において承認されています。また、当社子会社 2 社（サンヨーリフォーム株式会社及びサンヨーホームズコミュニティ株式会社。以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」といいます。）の代表取締役（当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」といいます。）についても、当社の取締役等と同様に、本制度を導入することを対象子会社の取締役会において決議し、本制度の導入について対象子会社の株主総会において承認されています。このたび、本制度の詳細について決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 当社にて導入する「役員向け株式交付信託」について

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(4) 受益者	当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員ならびに当社子会社 2 社（サンヨーリフォーム株式会社及びサンヨーホームズコミュニティ株式会社）の代表取締役
(5) 信託管理人	当社及び対象子会社と利害関係のない第三者を選定する予定
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(7) 信託契約日	平成 28 年 8 月 17 日（予定）
(8) 金銭を信託する日	平成 28 年 8 月 17 日（予定）
(9) 信託終了日	平成 33 年 9 月 30 日（予定）

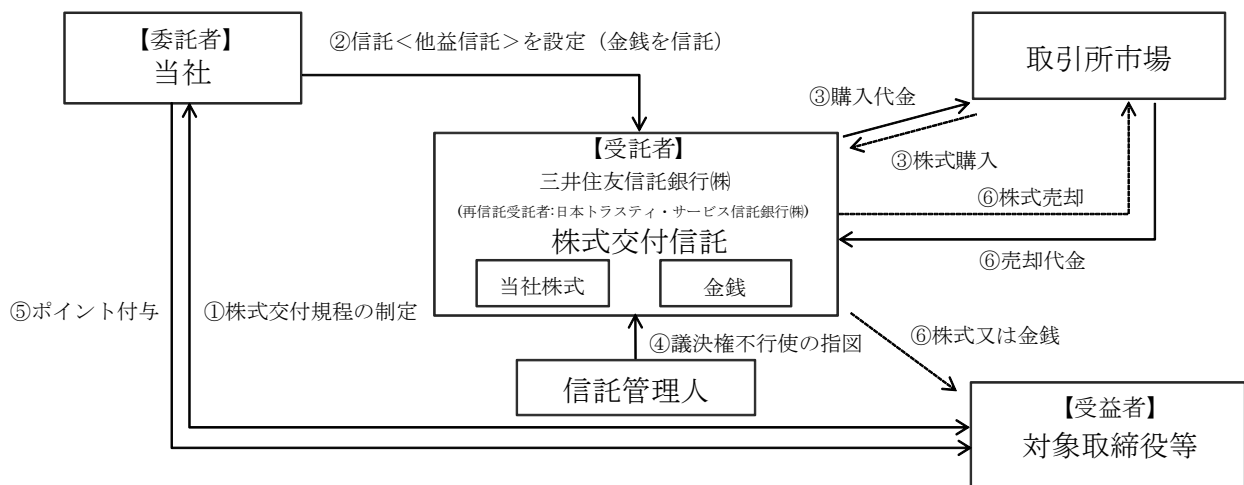
2. 信託における当社株式の取得内容

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得資金として信託する金額 (※1)	176,760,000 円 (上限)
(3) 取得する株式の総数 (※2)	360,000 株 (上限)
(4) 株式の取得方法	取引所市場から取得
(5) 株式の取得時期	平成 28 年 8 月 17 日～平成 29 年 5 月 31 日 (予定)

(※1) 当社取締役等の他、対象子会社の代表取締役に交付を行うための株式の取得資金を含みます。

(※2) 当社取締役等の他、対象子会社の代表取締役に交付を行うための株式を含みます。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。なお、対象子会社においても、代表取締役に対象とする株式交付規程を制定します。
 - ② 当社は対象取締役等を受益者とした株式交付信託 (他益信託) を設定します (かかる信託を、以下「本信託」といいます。)。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭 (ただし、対象会社の株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。) を信託します。
 - ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します (取引所市場から取得する方法によります。)
 - ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人 (当社及び対象子会社の役員から独立している者とします。) を定めます。本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
 - ⑤ 株式交付規程に基づき、対象会社は対象取締役等に対しポイントを付与していきます。
 - ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした対象取締役等は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
- なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託 (再信託) します。